平成２８年（フ）第８１９号
神戸市垂水区東垂水２丁目22番３号、従前の住所神戸市垂水区霞ヶ丘７丁目９番29―202号
債務者　清水　　幸
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２８７号
沖縄県豊見城市字高嶺439番地３　豊見城団地Ｍ２―403号室
債務者　山寺　信次
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第２８８号
沖縄県豊見城市字高嶺439番地３　豊見城団地Ｍ２―403号室
債務者　山寺さおり
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３０４号
沖縄県那覇市字仲井真300番地　シャトル仲井真307
債務者　小平　尚子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第９２号
山口県防府市自力町７番16号
債務者　戸田　都子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
群馬県高崎市新町636番地１　サンフォレスト202号
債務者　石坂　智恵
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１２００号
埼玉県戸田市新曽南３－４－25　医療法人高仁会戸田病院内、住民票上の住所茨城県東茨城郡大洗町大貫町572番地
債務者　山中　京子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６６号
埼玉県戸田市笹目１丁目16番地の７　メゾン・ド・シュウ103号室
債務者　田邉　勝代
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７２号
埼玉県三郷市彦成３丁目11番13―602号
債務者　岡　　真弓
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第４７８号
埼玉県草加市青柳３丁目20番41―101号
債務者　金井　裕一
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５６０号
埼玉県八潮市緑町５丁目13番地18　八潮寮301、旧住所埼玉県八潮市八潮七丁目46番地11ボン　ベルタンＢ202
債務者　仁平　　俊
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２３５号
愛知県知多郡武豊町字長尾山49―１　長尾山ビル２階東、住民票上の住所愛知県碧南市金山町２丁目１番地９
債務者　國井　典子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
大阪府和泉市府中町６丁目14番32―326号
債務者　杉浦　杉夫
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３５９号
大阪府泉佐野市鶴原1951番地の14、前住所大阪府泉佐野市鶴原４丁目１番２号
債務者　新屋敷亜紀子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
大阪府泉大津市我孫子25番地の11
債務者　藤﨑　昌臣
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第４３７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地46棟401号、前住所大阪府泉南市信達市場1155番地の１　利光第２コーポ101号
債務者　竹田　亜希
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係